「方県小学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月 策定 平成30年4月 改訂 平成31年2月 改訂 令和 元年8月 改訂 令和 2年4月 改訂 令和 3年4月 改訂

はじめに

ここに定める「方県小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改定をふまえた基本方針である。問題対策法に基づき制定した「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

加えて、一昨年の本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策をふまえた基本方針である。

いじめは、被害児童の人権を著しく侵害し、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは、その集団で生活するすべての児童に関係する問題である。方県小学校は、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくため、「いじめのない学校」「いじめに強い学校」を目指して、校長を先頭に組織的に取り組んでいく。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)理解

- ・ 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該 当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して 解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・ 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害

児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、 改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4)基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許されない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認 識が必要である。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にい じめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識の もと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

~誰も一人ぼっちにさせない~

【子どもたちへの4つの約束】

1 どの子も全力で応援する。

→誰も一人ぼっちにさせない。

- 2 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。
 - →いじめはみんなで必ず止める。
- 3 いつでもどんな相談も聞く。

→どんなことも受け止める

4 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち上向かう。

→必ず24時間以内に問題解決に立ち上がる。

学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並び にいじめ問題への対処を行い、児童を守る。

- ① すべての教育活動を通して、児童が互いを尊重し合いながら安心して生活し、自己有用感を感じられる授業づくりや集団づくりに努める。(いじめの未然防止)
- ② すべての教職員は、児童の状況把握に努めると共に、保護者や地域の方からの情報を積極的に 求める。 (いじめの早期発見)
- ③ 得られた情報は、速やかにすべての教職員で共有すると共に、いじめの事案に対しては「学校いじめ防止等対策推進会議」を中心に速やかに組織的に対処する。(いじめの早期対応)

(6) 保護者の責務等

① 保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように、思いやりや規範意識等の指導

を行うように努める。

- ② 保護する児童がいじめを受けた場合には、躊躇せず適切にいじめから保護する。
- ③ 保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1)魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力・ 自浄力等を育成する指導 等)

- ・わかる・できる授業の実践に努め、すべての児童が参加・活躍できる授業を行い、児童一人一 人が成就感や充実感のもてる授業の実践に努める。
- ・特別活動や学校行事では児童が関わり合いながら活動に取り組み、役に立つ喜びを味わい、一人一人が認められ、また互いに思いやれる関係づくりに努め、存在感や所属感を高め、自尊感情を育むことができる学級づくりに努める。
- ・学級目標を核としてめざす姿を明確にし、仲間と活動をやり遂げた達成感を味わわせる中で、 望ましい人間関係を築くことができる児童を育成する。

(2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り体制の整備)

- ・良好な仲間関係の構築と規範意識の確立に努め、見守り・見届け体制を整備する。
- ・問題行動に対しては、共通理解に基づく共通行動により組織的に対応する。
- ・個のよさを認め合う視点を与える指導を大切にする。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・豊かな心の育成するための教育活動に力を注ぎ、そのための教職員の資質・能力の向上に 努める。
- ・教育活動の全体を通じて、児童の一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、 確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

(4)全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

・教育活動全体を通じて、児童相互の共感的な人間関係を育成し、児童に自己決定の場を与え、 自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を行う。また全職員でいじめの未然防止、 早期発見・早期対応に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の 間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切 な対応に対する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。そのために常に危機意識をもち、些細な兆候も見逃さず早い段階から的確に関わりをもち、認知することが必要である。

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

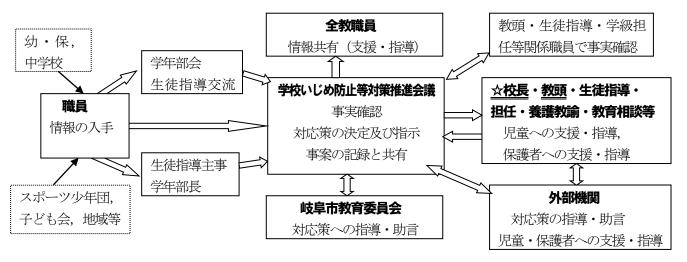
- ・ 傍観者ならないための対応 (SOSの出し方教育、SOSカード、SOS BOX、心配カード)
- ・ いじめ発生時対応演習 (ロールプレーイング)
- ・ 互いに仲間の変容に気付ける目 (ハートコンタクト)

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ 回答しやすい環境整備(自宅での記入、保護者配信メール等での周知、タブレットによる回答)
- ・ いじめアンケートと情報提供アンケートの活用
- 「ダブルチェック」を基本とした複数の職員での確認
- ・ 些細な事象の積み上げ(生活ノートや児童の行動観察等からの情報共有)

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・ いじめ対策監による見守り (校内巡視)
- ・ 迅速かつ組織的に対応するための校内組織 (フロー図)
- ・ 迅速かつ適切な情報共有(どのような組織で、誰と)



(4)教育相談の充実

あらゆる機会を捉えた教育相談

- 問題解決的な教育相談
- 全児童を対象とする開発的教育相談
- ・ 問題が発生しそうな児童に働きかける予防的教育相談

(5) 教職員の研修の充実

- ・ 学校いじめ基本方針の理解 (ロールプレーイング、実践的な研修)
- ・ 組織的対応の徹底(複数判断、情報共有)
- ・ 事例研修 (解消事案をもとにした研修)
- ・ 進行形の事案による研修、定期的な事案交流
- ・ 主観的理解と客観的事実を区別した事実確認

(6)保護者・地域との連携

- 保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼(学校運営協議会、PTA役員会等)
- ・ 事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供(いじめの疑い段階での確実な連絡)管理職による情報提供の履行の見届け
- ・ いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり (被害者側への寄り添い、いじめの認知)

(7)関係機関との連携

- 教育委員会への報告(24時間以内)
- ・ 関係機関との情報共有や指導の際の連携(警察、子ども相談所、エールぎふ)
- 各種相談窓口の紹介

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1)「学校いじめ防止等対策推進会議」は以下のメンバーにより構成される。

- ◇学校職員:校長、教頭、いじめ対策監、ブロック担当生徒指導主事、生徒指導主事、該当の担任、教育相談主任、養護教諭 等
- ◇学校職員以外:学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー 等
- (2) 「学校いじめ防止等対策推進会議」は、次の役割を担う。

条例:第18条

- 2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 方県小学校基本方針の策定、実施及び検証
 - (2) いじめに係る相談体制の整備
 - (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
 - (4) いじめの認知
 - (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
 - (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

方県小学校いじめ防止プログラム

	1 100 000101111111111111111111111111111	
月	取 組 内 容	備考
4月	・職員研修会の実施(前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達)	「方針」の確
	・「方針」の学校ホームページへの掲載	認と公表
	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明	
	・教師による「良いこと見つけ」(児童への視点の提示)	
	・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信	
	・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け	
	・「学校いじめ防止等対策推進会議①(※校内)」の実施	
	・教育相談日の実施(以下 月間2回程度、木曜日の昼に継続実施)	
	・PTA総会で説明	
5月	・「みつめる」アンケートの実施	
	・学校運営協議会で「方針」説明	
	・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(※外部を含む)	
	・児童会主体による「良いこと見つけ」(継続実施)	
	・アセスメントシステム(STAR)の実施	

6月	・人権研修会 (親子講演会) の実施	PTA講演会
0,1	・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け	と合同で
	・「いじめ防止週間」の実施と「いじめについて考える集会」に向けた取組	CHIT
	・児童向けネットいじめ研修①	
	・「学校いじめ防止等対策推進会議②(※校内)」の実施	
7月	・職員会(1学期のいじめ防止の取組の振り返り)	第1回
	・いじめについて考える集会(全体→学級)	県いじめ
	・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け	調査
	・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り)	,,
8月	・職員研修会(ネットいじめ・教育相談も含めたいじめ対応)	
	・「学校いじめ防止等対策推進会議③(※校内)」の実施(1学期の評価)	
	・2学期を迎える前に気になる児童への声掛け	
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表	
	・ホームページ等による取組経過等の報告	
	・「みつめる」アンケート実施	
	・第1回学校評価アンケート	
10月	・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け	
	・学校運営協議会で実態交流、意見交流	
	・職員研修会(各学級でのいじめ防止についての取組の中間反省と見直し)	
11月	・「いじめ防止月間」の取組(児童主体の取組、等)	児童会「スマ
	アセスメントシステム(STAR)の実施	イル」の取組
	・「学校運営協議会」の実施	
	・児童向けネットいじめ研修②	
12月	・いじめについて考える集会(児童のいじめ防止対策の発表)	第2回
	・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け	県いじめ
	・「学校いじめ防止等対策推進会議④(※校内)」の実施	調査
	・職員会(2学期のいじめ防止の取組の振り返り)	
1月	・職員会(2学期のいじめ防止の取組の振り返り) ・第2回学校評価アンケート	
1月		
1月	・第2回学校評価アンケート	
2月	・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施	
	 ・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施 ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け 	
	・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施 ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け ・学校運営協議会で1年間のまとめについて報告、意見交流	
	 ・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施 ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け 	
	・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施 ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け ・学校運営協議会で1年間のまとめについて報告、意見交流	第3回
2月	・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施 ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け ・学校運営協議会で1年間のまとめについて報告、意見交流 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(※外部を含む) ・学校だより等による今年度の振り返りと次年度の取組等の説明 ・職員会(3学期のいじめ防止の取組の振り返り、方針の見直し、次年度への引継	県いじめ調査
2月	・第2回学校評価アンケート 「みつめる」アンケートの実施 ・教職員による次年度の取組計画 ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施、即時対応・指導、事後指導等の見届け ・学校運営協議会で1年間のまとめについて報告、意見交流 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(※外部を含む) ・学校だより等による今年度の振り返りと次年度の取組等の説明	

6 いじめ問題発生時の対応 ※別紙「いじめ対応について(補足)」併用

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法第23条に基づいて)

【組織対応】

「学校いじめ防止等対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、 校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

・ いじめの兆候を把握したら、速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対

策推進会議を開催し、24時間以内に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。 いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を 収集し、迅速に対応する。学校いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内 容等の記録をその都度、確実に残す。

- いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方 の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及 び保護者への指導を見届ける。
- 保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」という ことを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を 反省する指導に努める。
- いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護 者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心の ケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・ 同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、 周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。
- ※大まかな対応順序については、【別紙フロー図】を参照。

(2)「重大事態」と判断された時の対応(法第28条・条例第12条に基づいて)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、い じめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときに ついては、速やかに下記の対応を行う。

≪重大事態の例≫

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にす るための調査に当たる。この際、学校による調査とは別に、学校設置者が主催し第三者である 有識者、専門家を加えたチームによる調査を行うことがある。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受け た児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報 し、適切な援助を求める。

|7 学校評価における留意事項|

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価におい て次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③ いじめの未然防止の取組に関すること

8 個人情報(アンケート等)の取扱

学校における「いじめアンケート」「みつめる」「心のアンケート」「アセス調査」は、質問票の 原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記 録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

【指導記録について】

1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。

【校種間、学年間での確実な引継ぎ】

個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における 学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立方県小学校

令和3年4月改定



教師の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え 児童からの情報 アンケート

- さ 最悪を想定して
- し慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織的に対応する

複数の職員へ 支援本部 情報をつかんだ職員

いじめ対策監

24時間以内 に報告

(報告様式&電話)

校長 教頭

報告・相談

必要に応じて 校長に

いじめ対策監

各自報告

学年部長

生徒指導主事

いじめ対策チームの組織 関係職員を招集

組織的対応(流れ、役割等)

最優先で対応

学級担任

(授業自習可)

- 複数(2名以上)の チームでの聞き取り
- 人手不足の場合、

別室待機 (職員配置)

聞き取りI

情報元の児童

身近な児童 (学級、班、委員会等)

被害児童が所属する集団のリーダー

被害児童

共感的な聞き取り

聞き取りⅡ

すり合わせを しながら 何度でも確認

加害児童

被害児童

支援本部 関係機関等

個別の加害状況 に応じて指導内 容は変わるが、 意識に迫る指導 をする。(「行 為」のみで終え ない)

加害児童への指導

事実関係の概ね一致

被害児童への支援

生き方に 関わる指導

校長 教頭 いじめ対策監 心に寄り添う 声かけ

謝罪の会の設定

家庭連絡 I

家庭連絡Ⅱ

指遣

保護者の困り感 に寄り添う言葉

校長 教頭 いじめ対策監 学校管理下で起きたこと についての謝罪を含めて

加害児童保護者へ

電話で概要説明・来校依頼 学校で指導の経緯 今後の指導方針

被害児童保護者へ

雷話で概要説明 家庭訪問で指導の経緯

今後の指導方針

支援本部への報告 関係機関との連携

組織的・継続的支援

謝罪の会の設定(学校立会い原則)

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

校長、いじめ対策監、教頭、生徒指導主事、学年 主任、学級担任による繰り返しの見届け

- ・本人への聞き取り
- ・周りの児童への聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り

見届け

いじめ対応について(補足)

方県小学校いじめ防止基本方針を受け、補足としてより具体的な構えと対応を示す。

いじめ指導 4つの基本

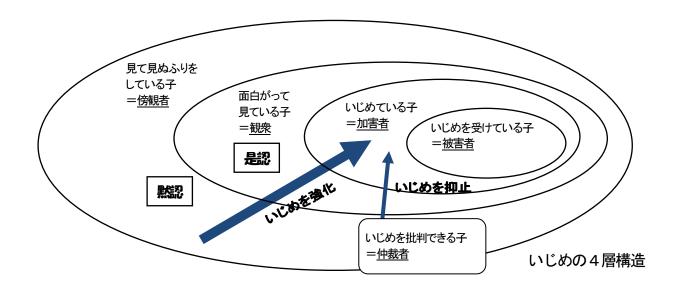
〇未然防止 〇早期発見・即時対応 〇家庭・関係機関との連携 〇事後の継続指導

1.いじめついての共涌理解

いじめの四層構造

いじめに遭っている子から見れば、周りではやしたてる子も、見て見ぬふりをする子も「いじめている人」に見える。周りの是認・黙認がいじめを強化するのである。逆に言えば、是認・黙認する子がいなくなれば、いじめは弱体化する。その構造を共通理解しておく必要がある。

いじめが起こりにくい集団、起こっても長引かない集団には、「いじめを批判できる子」がいる。この層をいかに育てていくかが、いじめ解決のポイントとなる。この層はたいてい傍観者の中から現れるので、いじめ指導では傍観者まで含めた集団全体への指導が欠かせない。



被害者保護の鉄則と法的認識

- (1) いじめてよい理由、いじめられてもしかたないという理由は一切ない、認めない。
- (2) いじめ被害を訴えている子と保護者に対し、いじめがあるという認識のもとで受容的に接する。
- (3) いじめに遭っている子どもをこそ守り抜く。

【いじめと犯罪】(刑法)

いじめは、時に犯罪として扱われることがある。 (いじめ=即犯罪ではない)

・暴行罪 ・傷害罪 ・脅迫罪 ・恐喝罪 ・侮辱罪 ・名誉毀損罪 等

【学校の安全配慮義務】(民法)

学校には、いじめに対してとるべき安全配慮義務がある。怠れば義務違反に問われることがある。

- ・一般注意義務・安全確保義務・いじめの予見義務
- の予見義務 ・いじめの防止措置義務
- ・いじめの本質を理解する義務 ・いじめの全容解明努力義務 等

「ふざけ」と「いじめ」の区別

子ども同士の関わりを見ていると、「ふざけ」なのか「いじめ」なのか、識別が難しく判断に迷うことが多いので、両者の違いのとらえ方を共通認識しておく。「いじめ」の訴えを待つだけでなく、一見何気ない日常の様子の中に「おや、おかしいぞ」といじめの存在を疑う、敏感なアンテナを持つことが大切ぶある。

「ふざけ」の様態

- ①力関係が対等で、やったりやられたりの立場が 交代する。
- ②どちらも傷つけない、もし傷ついたらやめるという暗黙の了解や適度な距離感がある。
- ③一緒に笑うつもりがあり、どちらもが楽しい。

「いじめ」の様態

- ①力関係が対等ではなく、いずれか一方ばかりが やられ、交代しない。
- ②相手が傷ついているかどうかは意に介さない。 或いは意図的に傷つけたり貶めたりする。
- ③相手と笑っているのでなく、相手を笑っている。

いじめの段階

客観的ないじめの度合いが軽いからと言って、いじめに遭っている本人にとってのダメージが小さいと決めつけることはできない。しかし段階が進むほどダメージが大きくなることは間違いない。従って、目安としてのいじめが進行する段階について、共通認識しておく必要がある。

例え1段階であっても、管理職に報告し複数で情報共有をし対応を協議する。2段階以上に進んでいる場合は、担任のみで解決することは困難である。速やかに学年や、学年を越えたチームで具体的な動きを作る。

段階		いじめの内容や被害者の状態 例
1	軽	机を離される 無視される 誘われない 睨まれる 体の特徴をからかわれる いつもきつく注意される 発言に対し咳払いや冷やかしがある
2		物が隠される
3		小突かれたり突き飛ばされたりする 作品が壊される 物を投げられる 衣服が汚される 言いたくないことを言わされる 他学級の子からもいじめられる
4	↓	殴る・蹴るなどの明らかな暴力を受ける トイレに手を突っ込まされる 給食に異物を入れられる ネット上で攻撃される 危険なことをやらされる
5	重	服を脱がせられる 髪を切られる 金品をたかられる 万引を強要される 性的暴力を受ける 本人以外の家族が中傷される

2. 初期対応と継続指導

その日のうちにここまでやる

いじめが疑われる場合は、校長の指導のもと、その日のうちに以下の対応をとり、日延べはしない。初動体制は、担任といじめ対策監または生徒指導主事が打ち合わせ、校長・教頭に報告・相談する。

(1) いじめに遭っている児童と話す

- ・ 初期の聴き取りは朝の会、20分休み、給食準備中等を使い、遅くとも昼休みまでに行う。
- ・ 授業中の聴き取りは原則避けるが、場合により実施する。迷う場合は教頭の指示をうける。
- ・ 聴き取りにかかる教員の学級や仕事を、7年生、同フロアにある他学年の教員がフォローする。
- 子どもの話が被害妄想的だったり、神経質すぎると見受けられても、丁寧に耳を傾ける。

【聴き取りのポイント】

- □ いじめ行為をする相手は誰なのか、グループ化しているのか
- □ どんな時、どんな場所でいじめ行為があるのか
- □ どのくらいの頻度で、どのようなことが行われているのか
- □ いじめ行為を受けたときにどんな振る舞いをしてきているのか
- □ いじめに遭っていることを知っている友達はいるのか 保護者は知っているのか

(2) いじめを行っている児童と話す

- ・ 昼休み以降に、いじめていると思われる子への聴き取りを行う。この際、授業中に呼び出すこともあり得る。
- いじめと最初から決めつけず、そこに至る背景に配慮しながら、事実を話させる。
- ・ いじめている子が複数の場合は、同じ時間内に、複数の職員が別々に聴き取りをする。この際の体制は学年 部長、生徒指導主事、教頭が協議して決める。
- ・ 複数に聴き取りをした場合、時間を合わせて内容を突き合わせ、矛盾点があれば再度聴き取りを行い、事実 関係を明らかにする。二度目以降の聴き取りは翌日になってもよいので慎重かつ丁寧に。

(3) いじめている児童の保護者と話す

保護者に知られることへの複雑な思いを汲みつつ、その日のうちに複数で家庭訪問を行う。

【話のポイント】

- □ いじめの疑いがあり話を聞かせてもらったということを説明する。
- □ 現時点で把握できている事実関係を伝える。
- □ 保護者しか知らない情報があれば教えてもらう。また、今後解決までの協力をお願いする。

(4) いじめに遭っている児童の保護者と話す

その日のうちに担任が訪問または電話で伝える。

【話のポイント】

- □ 現時点で把握できている事実関係を伝え、今日行った対応について説明する。
- □ よく話を聞き、保護者が何を望んでいるのかを理解する。
- □ いかなる理由をもってもいじめを正当化しないという学校の姿勢をはっきりと伝え、「いじめにあっているお子さんを必ず守る」と約束する。
- □ 翌日についての具体策 (緊急避難、見守り体制等) を伝える。
- □ 保護者しか知らない情報があれば教えてもらう。また、今後解決までの協力をお願いする。

まず先に加害者側 に一報を入れる!

【短期的目標】 いじめストップ 安心・安全を確保

【中・長期的目標】 被害児童の心のケアと加害児童の関係修復

いじめは命にかかわることもあるという認識に立ち、いじめが発覚したら、まずいじめ行為自体をストップさせることを最優先とする対策を考える。このような対処療法的な対策が、いじめの根本的な解消につながるとは言えないが、被害児童の安心・安全を確保する上で、行為を即座にストップさせることは極めて重要なことである。

(1) いじめについての情報収集

- ・ いじめの様子を見たり聞いたりして知っている児童に対する聴き取りをする。
- 必要に応じ本件に特化したいじめアンケートを実施する。
- ・ 本年度以前の学年の職員への聴き取りをする。

(2) 加害者への指導、謝罪の会

- いじめの全体像を整理する。
- 直接的ないじめ行為を行った子に事実を認めさせ、反省を迫る。
- ・ 謝罪の会をもち、いじめている子に謝罪をさせ、二度としないことを約束させる。

*普通は親も謝罪する。しなければ促す。

(3) 見守り体制づくり

- ・ 生徒指導主事を中心に情報交流を行い、いじめの具体を整理する。
- 学級への介入の方法、いつ、どこで、だれがつくかを決める。
- ・ 毎日下校前に、担任からいじめに遭っている子への声掛けをかかさず行う。

(4) 緊急避難的な対応~必要に応じて

- 席替え、班替えを行う。
- 別室登校(相談室、保健室等)をすすめる。
- ・ 登下校時の保護者の送迎をお願いする。

(5) 保護者との連絡の継続

- 状況が落ち着くまでは、家庭訪問や電話により、毎日連絡を取り合う。
- ・ ある程度落ち着いてからも、定期的に(週1回程度)連絡を取り合う。

(6) いじめにあった児童、いじめ指導を受けた児童のケア

- ・ 本人の状態に応じて、スクールカウンセラーとの面談を薦める。
- いじめが原因による学習の遅滞が認められるときは、補習等のフォローを行う。

(7) 行為をストップできない場合の対処

- このままでは教室で一緒に過ごすことができなくなる旨を本人と保護者に伝え、改善を迫る。
- 指導が入らずいじめ行為が止められない児童を、集団から離し、別室で学習させる。
- ・ 保護者と相談、了解の上、いじめ行為が止められない児童の登校をしばらく見合わせる。
- ・ 学校教育法49条(35条読み替え)による出席停止の措置について、市教委の指示を仰ぐ
- いじめに遭っている児童の保護者の申し出があれば、転校等についての相談を行う。

(8) 関係機関との連携(市教委、警察 他)

- ・ 改善が見られない場合、市教委、教育事務所に現状を報告し、指導を受ける。
- 必要に応じて児童相談所、警察との連携を図る。

今日はどうだった?嫌なことなかった?

3. 再発防止の取組

いじめを根本的に解消するためには、いじめが起こりにくい集団の土壌を作っていかなければならない。 そのためには、常日頃から職員の感性を磨くとともに、児童による主体的な自浄作用が生まれてくるような 働きかけを積極的に続けていく必要がある。

(1) 集団の状況をつかむ

- ・ 定期的ないじめアンケートの実施
- ・ 定期的な集団チェックの実施
- ・ 教育相談アンケートや教育相談日の設定

(2) 見守り体制の継続

- ・ いじめにあった児童に対する、状況の変化に応じた見守り体制づくり
- ・ いじめ事案についての全職員の共通理解・・・誰もがわかって対応
- ・ 報告、連絡、相談(ホウ・レン・ソウ)の徹底

(3) 集団全体への指導

- ・ いじめ事案について直接語り合う学活等の実施
- ・ 人権教育的視点をもった教科の授業の実践 特に聞き方・話し方
- いじめを考える月間の設定と、いじめや人権問題をとりあげた道徳の時間の実践
- ・ 互いを尊重し合う好ましい言語環境の構築

(4) 児童会や学級組織を活かした温かい仲間関係づくり

- ・ 仲間との関わりを意識した児童会の取組
- ふわふわことばの取組
- よいことみつけの取組
- ・ あいさつ運動の充実
- ・ いじめ撲滅の標語ポスターの作成

(5) 保護者への協力依頼や啓発

- ・ 学校の取り組みやアンケートの集計などの紹介
- ・ 家庭用のいじめチェックシートを作成・配付

(6)要援助児童のサポート

- ・ 小さな努力、改善点に目を向けた、肯定的な接し方の工夫
- 学業不振の児童に対する学習支援
- ・ 怠学傾向にある児童やその保護者の支援

児童に示す5つの宣言

- (1) 先生たちは、価値あることにがんばっている子を、みんなで応援するよ。
- (2) 先生たちは、がんばっている子の足を引っ張ることには、厳しく注意するよ。
- (3) 困ったことや悩んでいることがあったら、一番相談しやすい先生や家族、大人に相談してね。
- (4) 困っている仲間や悩んでいる仲間がいたら、一番相談しやすい先生や家族、大人に教えてね。
- (5) 先生たちは、相談されたり教えてもらったりしたら、解決のために一生懸命動くよ。

※パネルにして校内数か所に掲示する